申請者（譲渡人、譲受人）各位

武雄市農業委員会長

農地法許可申請書提出に伴う地元委員への事前説明について

農地法第３・４・5 条及び非農地証明の申請をされる場合、事前に申請地の地元農業委員・農地利用最適化推進委員さんへ内容を説明し、裏面確認事項を記載してもらい申請書に添えて提出ください。この確認書がない場合は審議ができません。

確認書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 土地 | 所在 |  |
| 面積 |  |
| 地目 |  |
| 譲渡人(貸付人)申請人 | 住所 |  |
| 氏名 |  |
| 譲受人(借受人) | 住所 |  |
| 氏名 |  |

農地法の申請をするにあたり、裏面の確認事項について確認いたしました。

|  |  |
| --- | --- |
| 年　　月　　日 | 年　　月　　日 |
| 農　業　委　員印　 | 農地利用最適化推進委員印　 |

農地法3条関係

|  |  |
| --- | --- |
| 申請の種類 | 所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定 |

権利を取得しようとするものの農地の利用状況（第３条第２項第１号関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 権利を持つ農地はすべて効率的に利用している。 | YES・NO |
| 申請地も通作距離からみて、自ら耕作が可能である。 | YES・NO |
| 農機具および労働力は確保されている。 | YES・NO |

権利取得後の常時従事状況（第３条第２項第４号関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 農作業に従事している人数 | 人 |
| 取得後も１５０日以上農作業に従事する。 | YES・NO |

周辺地域との関係（第３条第２項第６号関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 現在の利用状況を分断するような権利取得ではない。 | YES・NO |
| 地域の水利調整に参加し、その取り決めを遵守する。 | YES・NO |
| 地域の農業の利用調整に協力する。 | YES・NO |
| 農薬の使用方法等については地域の防除基準に従う。 | YES・NO |

農地法４・５条関係

|  |  |
| --- | --- |
| 申請の種類 | 所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定 |

農地の代替え（第４条第6項２号関係/第５条第２項２号関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 周辺の農地以外の土地では事業を達成できない。（3種農地を除く） | YES・NO |

資力及び信用（第４条第6項３号関係/第５条第２項３号関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 資力及び信用から転用が確実と認められる。 | YES・NO |

周辺地域との関係（第４条第6項４号関係/第５条第２項４号関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 農業用用排施設に支障がない。 | YES・NO |
| 周辺の農地に係る営農条件に支障がない。 | YES・NO |

非農地証明関係

|  |  |
| --- | --- |
| 総合的に判断し、非農地として扱うことに問題ない。 | YES・NO |